

第 10 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 10 月 17 日(金) 午後 1 時 30 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 40 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第 41 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 12名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男	22番	福田	正三

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	矢内	翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、3番 永沼永沼善徳委員を指名いたします。

（1）議案第40号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 議事に入ります。
議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）
只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、第3種農地であります。

議長 農地法第4条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第4条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
調査日は、令和7年10月7日 9時30分より行いました。
代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、矢内主事、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の7名で、字〇〇〇〇番、地目 畑 214㎡を調査しました。
場所は、〇〇〇〇駅より〇〇〇〇方面に100mほど進んだ右手、〇〇〇〇手前を右折し、〇〇〇〇の住宅地に位置します。
申請人は、石川町に生まれで長年東京都で暮らしていましたが、定年退職を機に、老後の安定した生活送るため故郷に住宅を建てる計画をいたしました。
申請地は、親から相続をしていましたが耕作することが出来ず、長年休耕地となっており土地の有効活用からも農地ではありますが住宅を建てるため申請するものです。

申請地は、周辺に農地は無く蚕食、分断、日照等の支障の生じる恐れは無く、雨水は既存側溝へ流し、汚水等は浄化槽を設置します。

なお、本来であれば許可後の建築となりますが、失念により既に建築完了している状況ですが、顛末書も提出され反省し法令厳守の旨が記載されています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第40号農地法第4条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

（2）議案第41号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1及び番号2は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和7年10月7日 午前9時より行いました。

〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、矢内主事、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏と私の6名で、字〇〇〇〇番 地目 田 3, 608㎡のうち2, 700㎡を調査しました。

場所は、石川町役場から国道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ500mほど行

った先、右側へ400m進んだT字路右側に位置します。

転用の目的は現場事務所および資材置き場です。

〇〇〇〇において、太陽光発電所建設工事を行う施工管理を目的とした事務所および資材置き場が必要なためです。

現場事務所は2階建で2棟104㎡、トイレは9㎡、その他資材置き場になります。

期間は令和7年12月1日から21ヶ月間で、近隣の農地に対する影響はないと思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和7年10月7日 午前9時15分より行いました。

代理人、〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、矢内主事、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏と私の6名で字〇〇〇〇番 地目 田 2, 890㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇駅から県道〇〇〇〇号線を北東へ900m進んだ現〇〇〇〇手前左側に位置します。

所有権移転の目的は太陽光発電所の設置です。

申請地の土地造成は行わず、設備設置を行い、年2回の草刈りを行います。

雨水は敷地内の自然浸透を計画しており、近隣の農地に対する影響はない

と思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等
ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第5条第1項番号2について、
承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後1時47分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証する
ため署名する。

令和7年10月17日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

2番

3番
